



高齢者に関する雇用保険法の一部改正について

前回のあおぞらレターにて、雇用保険法一部改正等につきましてご案内いたしましたが、今回は同改正の中の「高齢者に関する雇用保険法の改正」についてご案内いたします。



雇用保険の適用対象の拡大 平成29年1月1日施行

施行日以降は、**65歳以上**の新規雇用者が**雇用保険適用対象者**になります。
65歳以上で新たに雇い入れる場合も、資格取得届の手続きが必要になります。

	改正前（平成28年12月31日まで）	改正後（平成29年1月1日～）
一般被保険者	被保険者であって、65歳未満の者	被保険者であって、65歳未満の者（変更なし）
高齢年齢継続被保険者	同一の事業主に65歳の誕生日前々日から、翌日以降も引き続いて雇用されるもの	-
高齢年齢被保険者	-	新設 65歳以上の被保険者

※上記はすべて日雇労働・短期雇用特例被保険者を除く

失業等給付について

- 高齢年齢被保険者が離職した際は、下記の**高齢年齢求職者給付金（一時金）**の支給対象になります。離職の際には、離職票の発行が必要になります。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高齢年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

- 高齢年齢被保険者については、下記給付も支給対象になります。
 - ・ 育児休業給付金
 - ・ 介護休業給付金
 - ・ 就業促進手当
 - ・ 移転費
 - ・ 求職活動支援費
 - ・ 教育訓練給付金（高齢年齢被保険者でなくなった日から1年以内に訓練を開始する場合も含む）

雇用保険料の徴収について（平成32年4月1日施行）

現在と同様に上記法改正後も、4月1日時点で満64歳以上の方は「高齢年齢労働者」として、雇用保険料が免除されます。
ただし、**平成32年4月1日以降は雇用保険料が徴収**されることとなります。



<高齢年齢活用の企業について>

これまでの高齢年齢活用の企業に対しては、負担が増すため、助成金の創設・拡充なども合わせて検討されています。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277